

広島の 未来を託す、 あなたの一票 11月12日(日)は 広島県知事選挙

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎092-2188

選挙は、これからの、より良い暮らしや社会づくりを実現するための代表を選ぶ、大切なものです。カレンダーに印をつけるなど、忘れずに投票に行きましょう。
投票所は、市内に18カ所あります。投票所の場所や投票時間は、郵送した「広島県知事選挙のお知らせ」(はがき)で確認してください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない場合は、期日前投票を利用しましょう。

事前にはがき裏面の宣誓書欄に記入しておく、期日前投票がスムーズに行えます。

また、市役所以外でも期日前投票所を開設します。

期日前投票所

投票所	開設日	開設時間
大竹市役所	10月27日(金)~11月11日(土)	8時30分~20時
栗谷支所	11月9日(木)	10時~18時
玖波公民館	11月10日(金)	10時~18時
大竹会館	11月11日(土)	10時~18時

※栗谷支所は、第15~18投票区の方のみです。

不在者投票

指定の病院や老人ホームなどに入

政治家の寄付は禁止、 有権者が求めることも禁止

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎092-2188

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のからない選挙に近づくことはできません。

三ない運動

- ・政治家は有権者に寄付を贈らない
- ・有権者は政治家に寄付を求めない
- ・政治家から有権者への寄付は受け取らない

政治家の寄付の禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭

における贈答なども寄付になるので、注意してください。

禁止されている寄付(例)

- ×お祭りへの寄付・差し入れ
- ×落成式・開店祝などの花輪
- ×お歳暮・お年賀
- ×秘書などが代理で出席する場合の結婚祝い・葬儀の香典
- ×葬儀の花輪・供花
- ×入学祝・卒業祝
- ×病気見舞い
- ×町内会の集会や旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ
- ×地域の運動会やスポーツ大会への飲食物等の差し入れ

後援団体からの寄付禁止

政治家の後援団体(後援会など)が行う寄付も、政治家の寄付と同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄付」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前の一定期間は禁止されています。

開票所の変更

開票所は、小方学園講堂です。ご注意ください。

投票用紙の請求は、11月8日(水)17時までです。
「郵便等投票証明書」の交付申請は常時受け付けていますので、早めに手続きをしてください。



めいすいくん